

議案第53号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、職員の能力の発揮及びワーク・ライフ・バランスの実現並びに多様な人材の確保の観点から職員の柔軟な働き方を推進するため、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りを行う等の必要があるによる。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「前項までの規定による」を「第7項までの規定による」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 任命権者は、職員（任命権者が定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第4項及び第6項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき第1項に規定する勤務時間となるように、第4項及び第6項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条の2第1項中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改める。

第11条の2第1項中「定める者」の次に「（第11条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第11条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第11条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。